平成２５年（フ）第８号
岩手県宮古市上村１丁目７番６号　わむら公園仮設住宅３棟１号、住民票上の住所岩手県宮古市新川町６番５号
破産者　吉田　邦雄
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第９号
岩手県紫波郡紫波町平沢字松田７番地１
破産者　吉田　　賢
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第２９７号
仙台市青葉区宮町１丁目１番26―212号
破産者　青野　充博
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６７５号
宮城県岩沼市土ケ崎４丁目１番17号
破産者　笹　　幸男
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
秋田県能代市二ツ井町字下野川端30番地12
破産者　七尾　昌樹
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第６６号
福島市飯坂町字月崎17番地の８、住民票上の住所福島県伊達市舘ノ内６番地３　３号
破産者　野藤　隆行
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第８０号
福島市上鳥渡字茨沢13番地の２
破産者　須田　公夫
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
群馬県館林市大島町507番地の１、前住所群馬県館林市足次町1210番地
破産者　原　　重美
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１２号
群馬県館林市大島町507番地の１、前住所群馬県館林市足次町1210番地
破産者　原　　イマ
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２７号
群馬県太田市浜町40番15―103号、前住所群馬県太田市大原町65番地33
破産者　中村　典久
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３４０号
川崎市宮前区菅生１丁目７番30号　パディハウス102、開始決定時の住所川崎市宮前区平５丁目４番28―103号
破産者　塩澤　孝至
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２６号
川崎市多摩区宿河原６丁目36番６号　西川ビル２Ｆ
破産者　石岡　　朗
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５７４号
名古屋市中川区大当郎２丁目506番地　サンハイツ立松101号
破産者　新　　秋夫
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２６号
名古屋市天白区焼山２丁目209番地　ロジュマン高木205号、住民票上の住所名古屋市天白区鴻の巣１丁目1801番地　蓮池荘203号
破産者　仙波　英治
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７０１号
名古屋市千種区高見１丁目11番１号
破産者　金田亜貴子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２９２号
大阪府寝屋川市若葉町31番15号
破産者　小鳶佳代子（旧姓下家）
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８０６号
大阪府茨木市中村町２番22号　西田マンション105号
破産者　岡庭　圭吾
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４１号
大阪府寝屋川市香里北之町22番14号
破産者　山下　寿朗
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部